

一推桜

- わかざくら -

《特集》 歴史文化基本構想を策定 p2～6

桜井市職員募集 p7

健康だより p10～11

お知らせ (制度・催し・スポーツ) p14～22

桜井市 PHOTO ニュース p23

歴史ある
このまち大好き！

8

月号

平成27年 / 2015年

桜井市広報

No. 1254

十二柱神社にて (大字出雲)

人は等しい 毎月11日「人権を確かめあう日」

『大和は 国のまほろば たたなづく 青垣
山ごもれる 大和し 美し』

私たちの桜井市は、飛鳥時代以前、ヤマト王権の誕生から古代国家
成立の時代に、その根拠地となった重要な地域です。

目の前にある貴重な風景や文化財を保存し、将来に伝えていくために、
私たちがしなければならぬことは何でしょうか。

まずは、その価値を理解すること。価値をより高め、継承していくこ
と。そして価値を活かすことが重要です。

桜井市に生きる私たちが、その役目を担う必要があるのです。

改めて、古より国のまほろばとして讃えられた、他にはない場所だ
と認識するために。

※まほろば＝すばらしい場所



やまとうる 大和し美わし 日本の国のふるさと桜井

桜井市歴史文化基本構想を策定しました

日本人のふるさと桜井を残すために

「国のふるさと」の地として語り継がれてきた桜井市は、また「日本人の心のふるさと」の地として時代を経て多くの文化財が今に受け継がれています。これらの貴重な文化財を保存し将来に伝えていくためには、

- ・多様な文化財の価値を顕在化し、適切に保存・活用する。
- ・貴重な歴史文化遺産に対して、市民の理解と誇りを引き出し、将来へつなげる。
- ・地域や関連する文化財ごとに特性を把握し、歴史文化を活かした地域づくりを行う。

という3点が重要です。

歴史文化基本構想って何？

これまでの文化財保護では、保存することに重点が置かれ、必ずしも地域に大切にされ活かされるものにはなっていないませんでした。

「歴史文化」とは、文化財とそれを取り巻く環境や活動、伝承などの周辺要素を一体的に捉えたものです。本基本構想は、地域の歴史文化を知ることによって、文化財を将来に継承しながら広く活用し、さらに地域づくりに活かすことを目的にしたものです。

また、ストーリー性という付加価値を付けて魅力を発信し、観光や産業振興と連動し

て一体的なまちづくりを進めることで、地域住民のアイデンティティの再確認につなげていきます。



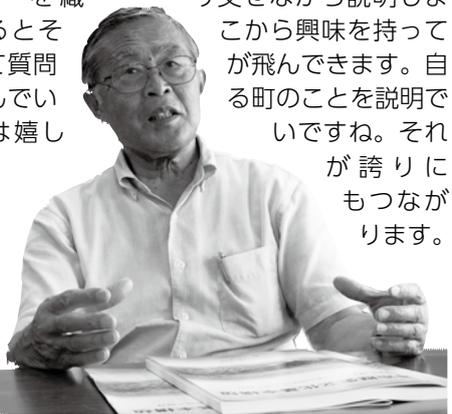
若い人にも、自分の住んでいる町の歴史文化について興味を持ってほしい。

ガイドの依頼は都会から来る人に多いです。その人たちから「桜井には貴重な文化財や資源がありすぎて活かさきれていない。もったいない」と言われることもあります。住民の間では当たり前なものになってしまっているんでしょうね。私は大学から63歳まで桜井を離れていたのですが、よくわかります。昔と比べて変わったものもありますが、古代から変わらずここにある貴重なものが多いですね。

ボランティアガイドの会員は約50名いますが、年々高齢化が問題になっています。若い人にも、自分の町の歴史文化について興味を持ってほしいです。この会に入ってほしいですね。

遠方から桜井に来る人は、歴史好きが多く、ある程度知識を持っている印象があります。なので、本に書いてある情報だけではおもしろくない。ここに住んでいるからこそ話せること、ストーリーを織り交ぜながら説明します。するとそこから興味を持って飛んできます。自分の住んでいる町のことを説明できますね。それが誇りにもつながります。

桜井市観光ボランティアガイドの会長
池田幸重郎さん



桜井市の歴史文化の特徴

古代からの歴史の流れの中で、特徴となる3つの視点と6テーマを設定しました。

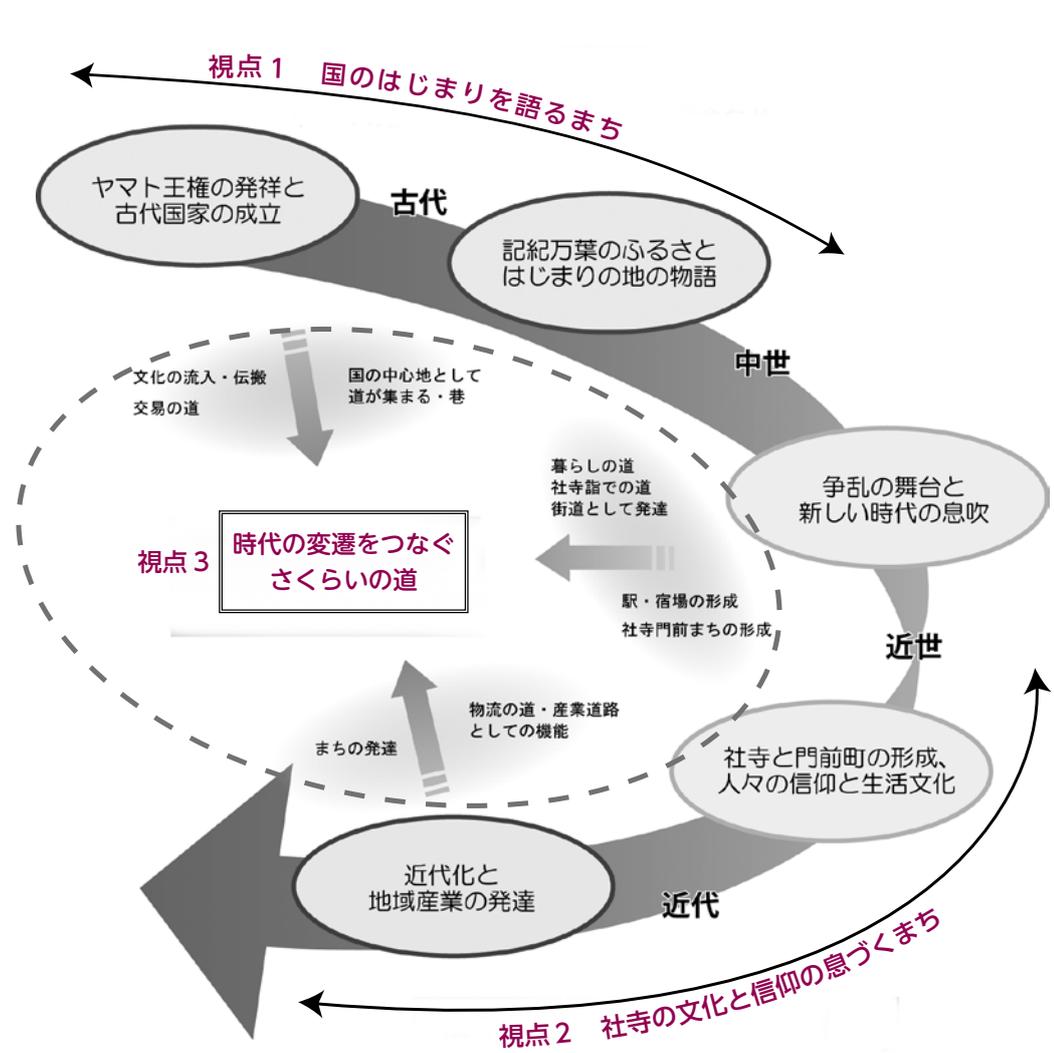
視点1 国のはじまりを語るまち

弥生時代から古墳時代にかけての桜井は、ヤマト王権の根拠地であり、我が国のはじまりの歴史の中心舞台でした。記紀万葉に綴られた歴史の多くの出来事も、桜井の地であったものです。

視点2 社寺の文化と信仰の息づくまち

中世以降の歴史は、社寺勢力の影響を強く受けながら今日まで紡がれてきました。古代よりある自然に対する畏敬の念（自然崇拜）と三輪山信仰。それに加えて仏教伝来の地である桜井は、現代まで変わらずに続く日本独特の考え方「神仏習合」の原点とも言えます。

これが、桜井は「日本人の信仰のふるさと」であり、「日本人の心のふるさと」と言われるゆえんです。



視点3 時代の変遷をつなぐ さくらの道

桜井は、古くから主要な道が集まる交通の要衝でした。ヤマト王権が成長し、国の中心地であった飛鳥時代以前には、国内や大陸から文化が集まり、海柘榴市が発展しました。

奈良時代には飛鳥・藤原京や平城京、大坂難波とを結ぶ幹線道路として上・中ノ道、横大路といった官道が整備されています。やがて桜井の道は、長谷詣でや伊勢詣でのための道として発達します。伊勢街道と多武峯街道が交わる桜井の札の辻には、熊野から運ばれてくる海産物を扱

う魚市場ができ、賑わったと言います。その後、吉野や多武峰などの山から木材が集まり、「木材のまち」として発展を遂げました。このように桜井につながる道は、時の流れとともに移り変わるまちのストーリーの中心に、常にありました。

関連文化財群の概要

テーマ	関連文化財群の主な特徴
ヤマト王権の発祥と古代国家の成立	ヤマト王権に関連する古墳・集落遺跡
記紀万葉のふるさととはじまりの地の物語	記紀万葉、律令国家の成立、仏教の伝来と古代寺院
争乱の舞台と新しい時代の息吹	条里制から郷村制の成り立ち、社寺勢力勃興と中世の争乱
社寺と門前町の形成、人々の信仰と生活文化	社寺と門前町、人々の信仰と民俗文化、祭りや年中行事
近代化と地域産業の発達	三輪そうめん、近代化と木材産業
時代の変遷をつなぐさくらの道	古代の道、旧街道とまちの形成、近代化と交通網の発達

歴史文化保存活用区域は、特定地域に集中している歴史文化を、周辺環境を含め文化的な空間を創るための計画区域として定めることが望ましい区域です。地図上の6か所は、歴史文化の保存活用に関するモデル的なエリアとして、重点的に保存活用を進めていきます。

また歴史文化に対する理解を高め、市民が保存・活用に積極的に取り組める仕組みを築き上げることで、その成果が市全域に広がることを目的として設定します。

歴史文化保存活用区域（案）

① 纏向遺跡地区

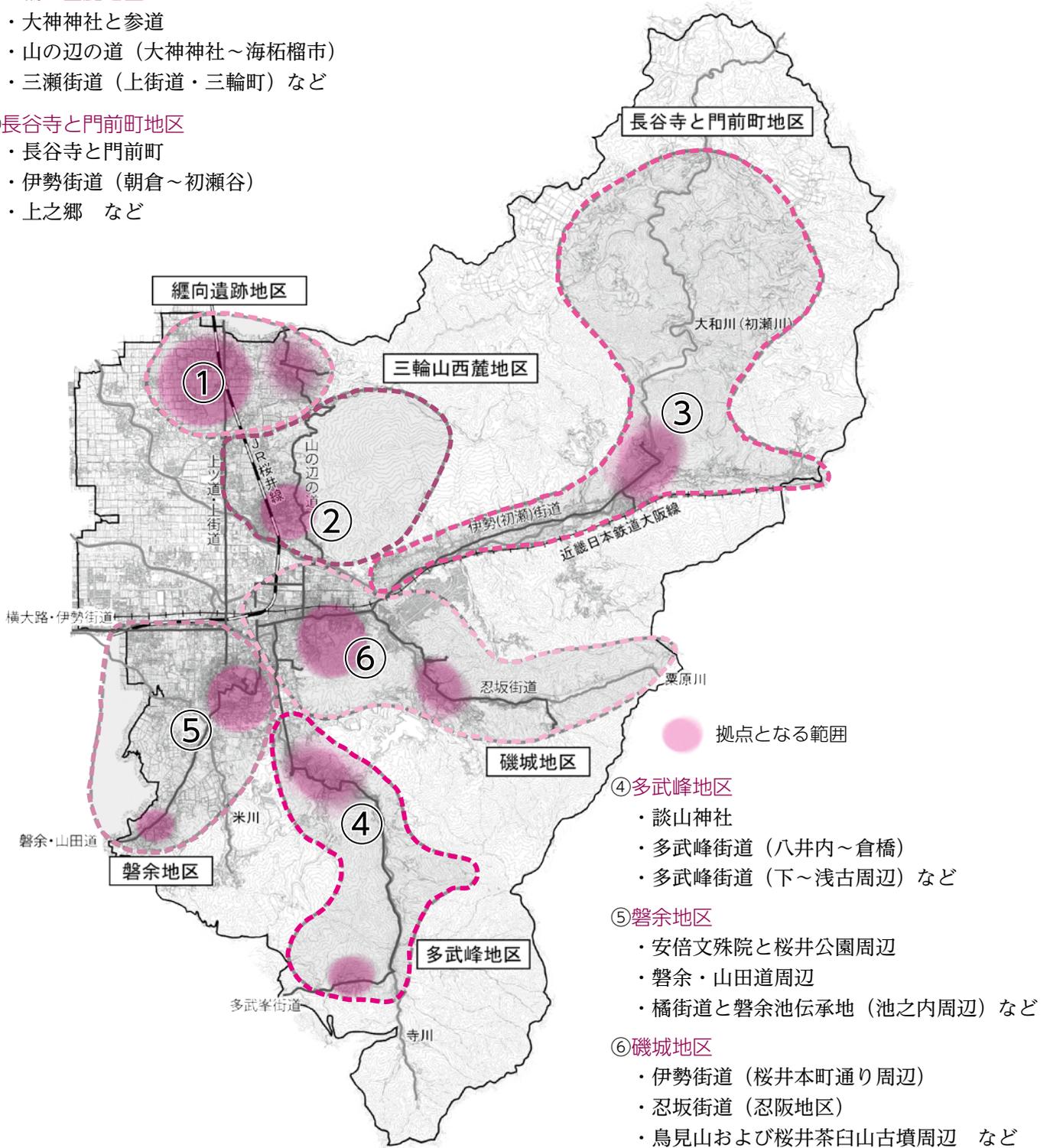
- ・ 纏向遺跡
- ・ 山の辺の道（桧原神社～穴師）
- ・ 旧上街道（JR 卷向駅～箸墓）など

② 三輪山西麓地区

- ・ 大神神社と参道
- ・ 山の辺の道（大神神社～海柘榴市）
- ・ 三瀬街道（上街道・三輪町）など

③ 長谷寺と門前町地区

- ・ 長谷寺と門前町
- ・ 伊勢街道（朝倉～初瀬谷）
- ・ 上之郷 など



④ 多武峰地区

- ・ 談山神社
- ・ 多武峰街道（八井内～倉橋）
- ・ 多武峰街道（下～浅古周辺）など

⑤ 磐余地区

- ・ 安倍文殊院と桜井公園周辺
- ・ 磐余・山田道周辺
- ・ 橘街道と磐余池伝承地（池之内周辺）など

⑥ 磯城地区

- ・ 伊勢街道（桜井本町通り周辺）
- ・ 忍坂街道（忍坂地区）
- ・ 鳥見山および桜井茶臼山古墳周辺 など

出雲区 相撲開祖 野見宿禰顕彰会

地域で集まって語り合っていると、郷土愛が芽生えてきました。

昭和61年に会を作ってから、毎年法要は続けていました。2年前「大和さくらい100選」に、力のパワースポットとして選ばれたことがきっかけで、もっと広く知ってもらいたいという思いになったそうです。昨年は出雲と野見宿禰にまつわる講演会を行ったり、大学生と協働で地域のMAPを作成。今年はこのホームページを開設するそうです。

「外へ発信するだけでなく、まずはここに住んでいる人こそ知るべき。これまで語り継がれてきた地域にまつわる話を、これからも次の世代に伝えていきたい。これが我々の願いです」。月1回集まって村のことを語り合っていると、歴史ある地域を再確認できたとともに、郷土愛が芽生えたそうです。「自分たちが広く発信するというところに意欲が増してきた」と言います。



野見宿禰顕彰会会長 石井稔人さん
出雲区長 門脇秀樹さん

記紀万葉故地 忍阪区

地域を一番感じられるのは地域の祭り。この日はみんな忍阪に帰ってきてほしい。

忍阪区長の森本藤次さんは、生まれも育ちも忍阪。古墳や石仏は身近にあり、お年寄りから「古くからの大事なもんやで」と教えられたそうです。

今年の秋祭りでは、約30年ぶりにケヤキづくりのみこしを復活させようと考えています。若いときに体験したみこしの迫力や、力を合わせて担いだ重さは今でも体に染み込んでいると言います。「地域を一番感じられるのは地域の祭り。気運を高めて復活させたい。みんな帰ってきてほしい」。

5年前に区長になり、回覧板を回す際に地元の歴史や文化財について説明した手作りの書面を付けたそうです。「みんなに知って欲しかった」。コピーして取っていく人も多かったそうです。そこから本格的に地元周知活動に精を出し、忍阪区の紹介や万葉歌のDVDとCDを何枚も作りました。

「多くの人のご協力で活動が続いている。忍阪はみんなの共有財産。身近なものに感じてほしい」と話していました。



忍阪区作成のDVDとCD

忍阪の風 検索

文化財を保存・活用するために

地域社会の中で文化財を保存・活用するためには、地域の人々がその大切さに気付き、連携・協力体制を取ることが不可欠です。

とは言っても、人口流出や都市化、ライフスタイルの変化などにより、地域住民に委ねるだけでは、継承は困難になりつつあります。

今後は、市民活動団体や大学、企業、観光客などの参加と協働を進めることも重要になります。そして、行政がコーディネートし、参加・連携の機会を作り出し、それを支援していく必要があります。

それらに参加することで地域への愛着をさらに深め、新たな市民活動団体を結成するきっかけを作っていきます。

このまちの物語を知る

文化財を大事にし、それを後世に残していくためには、それぞれの地域の中で物語を作り、知ることが大事になります。

これまでは、地域にまつわる昔話をお年寄りから口伝えによく聞いたものです。核家族化が進み、地域のつながりが希薄になった今、価値観は大きく変わってきています。

古墳や神社をはじめ、地域に存在する文化財は地域住民

がこぞ守り、大事にしてきた時代もありました。これからの人たちは、知らないものを大事にできるでしょうか。長年続いてきたものを、絶やすことなく私たちは次の世代に引き継いでいけるでしょうか。

整理し記録として今後に残す作業は、これからますます重要なものになってきます。地域の物語を知ることが、まちへの誇りと愛着につながります。そうすると、これからは、残っていくはずですが、桜井市歴史文化基本構想は、こうした未来への流れの指針となるものです。

歴史文化を活かし、これからの桜井へ

桜井市のこれからのまちづくりには、歴史文化の要素を欠かすことはできません。これは、第5次桜井市総合計画における都市の将来像「観光産業（創造）都市の実現」に向けて目指すところです。

歴史文化を活かした観光・産業信仰によるまちづくり、戦略の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略……これらを実現していくためには、新しい文化・価値の創造が必要です。ただし、桜井市が持つ古くからの圧倒的な歴史文化の中からその可能性を見出すというのを、忘れてはいけま

せん。

私たちの暮らす桜井市は、古くから他にはない「国のまほろば（すばらしい場所）」に値するものなのです。

桜井市歴史文化基本構想は、市ホームページ (<http://www.city.sakurai.lg.jp/>) にも掲載しています。



纏向遺跡全景

平成 28 年 4 月採用予定の職員採用試験を行います。

桜井市職員募集

▷第 1 次 試験日 9 月 20 日 (日)

▷申込 受付 期間 8 月 1 日 (土) ~ 17 日 (月)

▷案内・申込書配布 7 月 17 日 (金) ~

市役所 3 階人事課にて配布しています。市ホームページ (<http://www.city.sakurai.lg.jp/>) 採用情報からダウンロードすることもできます。(A4 サイズで印刷)

職種および 試験区分	採用予定 人数	受 験 資 格	
		年 齢	免 許 ・ 資 格 など
一般事務職 (上級)	12 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	大学を卒業した人
一般事務職 (初級)		25 歳以下 (平成 2 年 4 月 2 日以降生まれ)	高校を卒業した人 (または高校卒業程度の学力を有する人)
土木技術職 (上級)	2 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	大学 (土木専門課程) を卒業した人
土木技術職 (職務経験者)		40 歳以下 (昭和 50 年 4 月 2 日以降生まれ)	① 大学 (土木専門課程) を卒業し、 ② 民間企業等で同職の職務経験がある人
電気技術職 (上級)	1 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	大学 (電気専門課程) を卒業した人
電気技術職 (中級)		28 歳以下 (昭和 62 年 4 月 2 日以降生まれ)	短期大学 (電気専門課程) を卒業した人 ※ 短期大学には、高等専門学校などを含む
電気技術職 (職務経験者)		40 歳以下 (昭和 50 年 4 月 2 日以降生まれ)	① 大学 (電気専門課程) を卒業し、 ② 民間企業等で同職の職務経験がある人
保育士	4 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人
幼稚園教諭	1 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人
幼稚園教諭 (職務経験者)	1 名 程度	45 歳以下 (昭和 45 年 4 月 2 日以降生まれ)	① 幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有し、 ② 幼稚園教諭としての職務経験が 15 年以上ある人
保健師	3 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	保健師免許を有する人
保健師 (職務経験者)		40 歳以下 (昭和 50 年 4 月 2 日以降生まれ)	① 保健師免許および介護支援専門員資格の両方を有し、 ② 民間企業等で保健師としての職務経験がある人
文化財技術職	1 名 程度	30 歳以下 (昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれ)	① 大学 (歴史学または考古学等専門課程) を卒業し、 ② 学芸員免許を有し、 ③ 埋蔵文化財調査についての経験を有する人

※ 卒業や免許、資格などは、平成 28 年 3 月までに卒業、取得見込みの人を含みます。

※ 詳しくは、市ホームページまたは案内 (7 月 17 日 (金) から配布) をご覧ください。

▷問い合わせ先 人事課 (☎ 42 - 9111 内線 315・316)

想う、動く、創る
桜井市の未来。

～ 求む。市民の「最強パートナー」～



月々の負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります

区分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	44,000円（世帯）※新設
市民税を課税されている世帯	37,200円（世帯）
市民税を課税されていない世帯	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している人 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している人等	15,000円（個人）

同じ月に利用した介護サービス利用者負担額が高額になり、限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。この負担の上限額の区分について、8月から、「現役並み所得者に相当する世帯の人」という区分が新設されます。その他の人の限度額に変更はありません。上限額の区分については、左の表のとおりです。

※この基準は、医療保険における70歳以上の高額療養費の限度額基準と同額です。



現役並み所得者に相当する世帯の基準

同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいること。

ただし、
・ 同一世帯内に65歳以上の人が1人の場合、その人の収入が383万円未満
・ 同一世帯内に65歳以上の人が2人以上の場合、合計収入額が520万円未満
の場合は、市役所に申請することと上限額が37,200円（世帯）になります。該当者には申請書を送付します。

▽問い合わせ先
高齢福祉課介護保険係（☎42・9111内線286）

まちづくり・地域活性・市民活動を応援します

5月25日（月）に事業審査会（公開プレゼンテーション）が、まほろばセンター内の市民活動交流拠点で行われ、下記の9事業に桜井市市民協働推進補助金の交付が決定しました。今回初めて桜井市と協働で取り組む「協働推進コース」の応募がありました。

市内において事業が進められますので、みなさんもぜひ参加してください。
事業の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。なおこの事業は、桜井市ふるさと寄附金を活用して実施しています。

▽問い合わせ先
市民協働課協働推進係（☎42・9111内線225）



団体名	事業名	概要
桜井市観光まちづくり協議会	賑い そうめんマップ	そうめんマップの作成による地場産業の振興と市内観光地への誘客によるまちの活性化。（商工振興課との協働事業）
さくらい読書会「子ども読未知」	夏休み子ども寺子屋「ヨミチキチ」 冬休み図書館クリスマス会	小学生を対象に夏休みの宿題・自由研究に取り組む親子の居場所づくり。冬休みはクリスマス会の開催。
桜井市本町通・周辺まちづくり協議会	活き活き講座	桜井本町通の“たまり場”を活用し、生活に役立つ講座を開催。子ども向け催しによる多世代交流の促進。
山の辺ゴスペルクラブ	街にあかりをキャロリング	クリスマス時期の桜井駅南口のイルミネーションを活用した音楽活動によるまちの活性化。
竹の國	竹の國 竹の活用研究と実践事業	放置竹林の整備により学びと交流の場を提供。竹材を活用し、竹細工教室を小・中学生向けに開催。
相撲開祖野見宿禰彰彰会	相撲開祖野見宿禰・出雲人形啓発事業	ホームページを開設し、出雲地区を全国的に発信。伝統工芸品「出雲人形」の制作教室で伝統文化の継承。
暮らしの保健室	暮らしの保健室	市内各所での医療・介護の相談会、健康講座の開催による高齢者の健康増進、介護予防事業。
桜井市忍阪区	記紀万葉故地～忍坂街道まつり～	地域の祭りを地域外にも発信することで、地域住民の“おもてなし”によるコミュニティの構築。
奈良県立大学	多世代交流「ほっとスペース」プロジェクト	桜井本町通の空き家を利活用した「ふれあいカフェ」やイベント企画など多世代交流の促進。

まちづくりに関する包括協定の締結地区

まちづくりに関する包括協定を、昨年12月に奈良県と締結しました。

人口の急激な減少と高齢化の中で、高齢者をはじめ住民が安心でき、健康で快適な生活環境を実現すること、地域性を活かした賑わいのある住みよいまちにすることを目的に、次の5つの地区でまちづくりを行います。

また、市内の県管理施設の改修や県有地の活用など県事業と合わせて検討することで、より効果的なまちづくりが期待できます。

◆中和幹線栗殿近隣(医療・福祉・防災の新拠点施設) 周辺地区

高齢者・子育てにやさしく、協働による福祉・医療・防災の拠点となるまちづくり。

◆大神神社参道周辺地区

最古の歴史、自然の神霊を崇め、大切にす人々の暮らしや生業が感じられ、心清らかに参拝や散策を楽しめるまちづくり。

◆近鉄大福駅周辺地区

高齢者の集いの場や地域交通、多様性のある地域住民の暮らしを創造するまちづくり。

◆桜井駅周辺地区

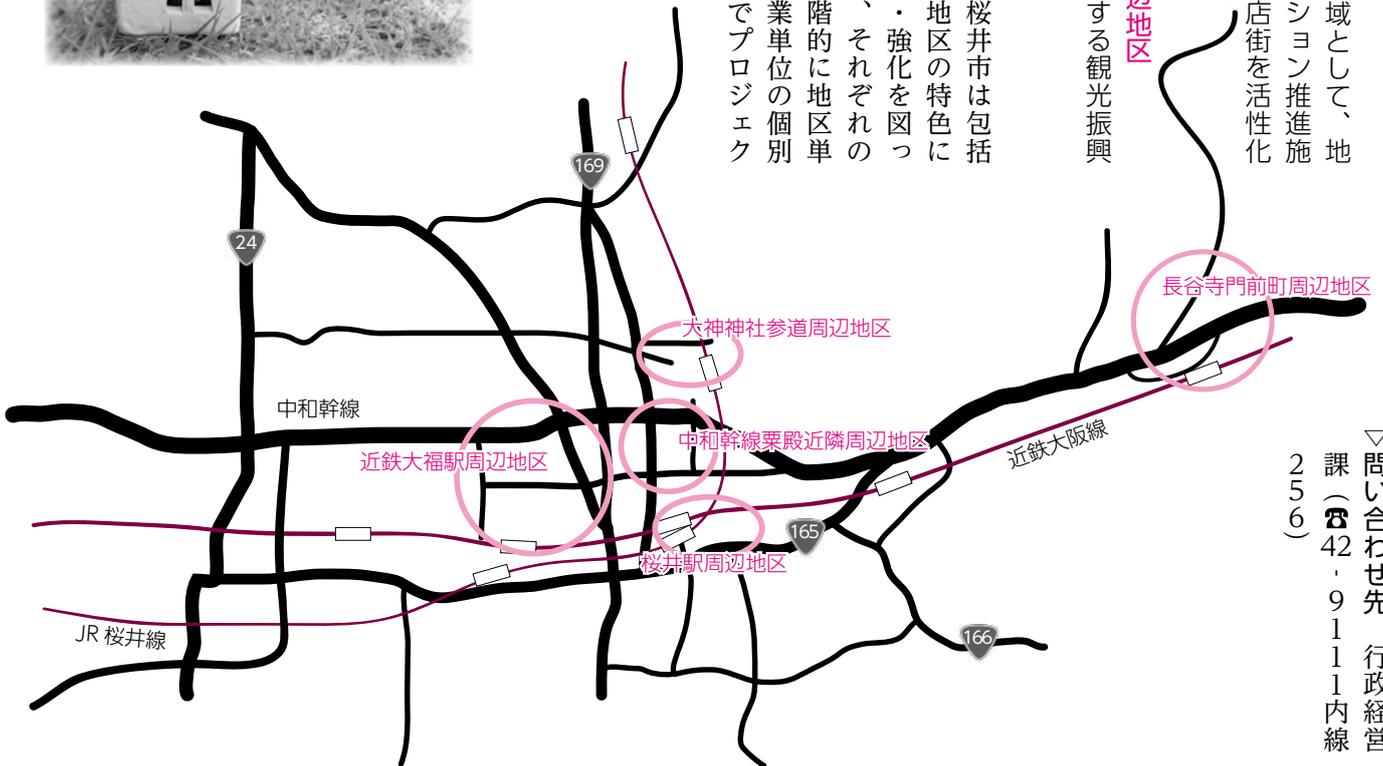
市の中心拠点区域として、地方都市リノベーション推進施設の再整備や商店街を活性化するまちづくり。

◆長谷寺門前町周辺地区

長谷寺を中心とする観光振興のまちづくり。

今後、奈良県と桜井市は包括協定に基づき、各地区の特色に応じた機能の充実・強化を図っていきます。また、それぞれの進捗に合わせて、段階的に地区単位の基本協定や事業単位の個別協定を結び、協働でプロジェクトを実施します。

次号では中和幹線栗殿近隣周辺地区のまちづくりを紹介しします。



▽問い合わせ先 行政経営課 (☎42・9111) 内線 256)

マイナンバー制度が始まります



マイナンバーキャラクター マイナちゃん

マイナンバー制度とは、住民一人ひとりに12桁の個人番号を付けることで、社会保障や税に関する情報を適切に扱うための制度です。

《今後のスケジュール》

10月から、マイナンバーをお知らせする「通知カード」を送付します。通知カードは、氏名・住所・生年月日・性別と、マイナンバーが記されたカードです。平成28年1月からは顔写真とICチップが搭載された「個人番号カード」の交付が始まり、マイナンバーの利用を開始します。個人番号カードの交付を受けるには申請が必要になります。申請方法については広報わかざくら10月号で案内します。

▽問い合わせ先

全国共通ナビダイヤル ☎0570・20・0178 (平日午前9時30分～午後5時30分)

健康だより

9

月の保健事業

※お問い合わせは健康推進課

(保健会館 ☎45 - 3443) へ

番号のおかけ間違いのないようご注意ください。



乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します。内容・持ち物等はそちらで確認してください。)

事業名	対象者	日時 (受付時間)	場所
4か月児健康診査	平成27年5月1日～5月15日生まれ	9月17日(木)13:00～14:00	保健会館
	平成27年5月16日～5月31日生まれ	9月28日(月)13:00～14:00	
10か月児健康診査	平成26年11月1日～11月15日生まれ	9月18日(金)13:00～14:00	
	平成26年11月16日～11月30日生まれ	9月30日(水)13:00～14:00	
1歳6か月児健康診査	平成26年2月1日～2月15日生まれ	9月3日(木)13:00～14:00	
	平成26年2月16日～2月28日生まれ	9月4日(金)13:00～14:00	
2歳6か月児歯科健康診査	平成25年2月生まれ	9月3日(木)9:00～10:00	
3歳6か月児健康診査	平成24年2月1日～2月15日生まれ	9月24日(木)13:00～14:00	
	平成24年2月16日～2月29日生まれ	9月25日(金)13:00～14:00	

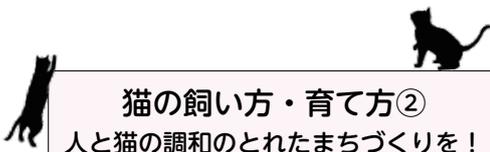
相談・教室

事業名	対象者	日時	場所	内容	持ち物	申込
すくすく相談 (乳幼児健康相談)	主に生後9か月未満の乳児	9月8日(火) 9:30～10:00 ▲	保健会館	身体計測・育児相談・栄養相談	母子健康手帳・バスタオル	不要
	主に生後9か月～1歳7か月未満の乳幼児	9月29日(火) 9:30～10:00 ▲				
マタニティ教室	妊娠4か月～8か月未満の妊婦およびその家族	9月1日(火) 9:30～12:00 ○	● 保健会館	ママのからだの話(保健師) 妊娠中の食生活の話(栄養士)	母子健康手帳・筆記用具	要(定員20名)
		9月7日(月) 9:30～12:00 ○		生まれたばかりの赤ちゃんの話・沐浴実習等(助産師・保健師)		
		9月14日(月) 9:30～12:00 ○		赤ちゃん和妈妈の歯の話(歯科衛生士) 子育てサービスの話(保健師)		
もぐもぐ教室 (離乳食教室)	生後5か月～8か月未満の乳児の保護者	9月10日(木) 13:30～15:00 ○	● 公民館 中央	離乳食の話・実演・試食 ※対象児に限り託児あり(託児定員12名)	母子健康手帳・筆記用具	要

▲受付時間 ○実施時間 ●まほろばセンター(エルト桜井2階) 〈要申込〉の事業は電話で健康推進課まで。

事業名	対象者	日時(受付時間)	場所	内容	料金	申込
胃がん・肺がんセット検診★	35歳以上の市民	9月1日(火) 9月2日(水) 9:00～11:20	市役所	胃がん検診: バリウムを飲んで胃部のレントゲン撮影	900円	定員15名 医療センター(☎45-2505)または健康推進課へ電話申込。
				肺がん検診: 胸部のレントゲン撮影と痰の検査(必要な人)	無料 (ただし、痰の検査が必要な場合は300円)	
わかざくら健康診査	16歳以上40歳未満の市民(健康診査を受ける機会のない人)	健診 9月1日(火) 13:00～14:00 説明会 9月15日(火) 13:00～14:00	保健会館	健診 問診・身体計測・診察・血圧測定・検尿・心電図・血液検査 説明会 尿検査・血圧測定・結果説明等	1,000円	定員30名 健康推進課へ電話申込。

★…妊娠中、授乳中の方は検診を受けることができません。胃腸疾患の治療中の方はかかりつけ医で受診してください。



猫の飼い方・育て方②

人と猫の調和のとれたまちづくりを！

～去勢と避妊は悩ましい問題～

雄ネコの去勢と、雌ネコの避妊手術を受けるべきか受けざるべきか、飼い主にとって非常に悩ましい問題だと思います。こればかりは、どちらがよいとも言えないことなので、それぞれの飼い主がよく考えて決断するしかありません。

以下を参考にして十分検討してください。最終的には、かかりつけの獣医師の話をよく聞いて、後悔のない判断をしましょう。

～去勢・避妊手術の時期～

医学的には、早い時期の方が、体に対するダメージは少ないそうです。

生後2～8か月の間ぐらいが、去勢・避妊手術をするのに、もっとも適した時期だと言われています。ただ、子ネコの成長の度合いによって、手術の時期は異なるようです。手術をするのであれば、なるべく早い時期に獣医師に相談しておくといいでしょう。

～不幸なネコを増やさない～

去勢・避妊手術をする一番の目的は、やはり発情期を迎え、望ましくない妊娠や出産をなくすことです。ネコは1年に1～2回発情期を迎え、一度に3～4匹の子ネコを産みます。飼い主がコントロールしておかないと、あっという間に増えてしまいます。生まれた子ネコを責任を持って育てられるか、あるいは新しい飼い主を見つけることができるのか。その点を十分考慮して去勢・避妊手術について判断してください。

飼えないからといって、捨てたり保健所に持ち込んだりすれば、ネコたちを待っているのは悲惨な最期です。不幸なネコを増やさないことは、飼い主としての最低限のマナーではないでしょうか。



- 一般不妊治療費を助成します**
- ・代理母 借り腹
 - ② 一般不妊治療を受けた日に桜井市民であること
 - ③ 助成の対象費用は、保険の適用を受ける診療に係る本人負担分の費用および保険の適用を受けない診療に係る費用の合計額
 - ④ 診断書代や食事療養費標準負担額、個室料その他治療に直接関係のない費用は、本人負担額に含めない
- 対象者**
- ① 戸籍法による婚姻の届け出をしている人
 - ② 医療機関において、不妊症と診断され、その治療を受けた人
 - ③ 医療保険の規定に基づき、被保険者もしくは被扶養者
 - ④ 市税の滞納がない人
- 対象となる一般不妊治療とは**
- ① 次のいずれも利用しない一般不妊治療であること
 - ・夫婦以外の第三者の精子、卵子または胚

- 助成金の金額**
- ① 交付は、1年度1回とする
 - ② 本人負担額の2分の1とし、1組に対し1年度50,000円を上限とする
 - ③ 助成する期間は、最初に助成を交付した年度から起算して、5年度の間とする(申請は毎年必要です)

- 申請書類**
- ・ 一般不妊治療費に係る領収書
 - ・ 法律上夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本)
 - ・ 住所地在を証明する書類(住民票謄本)
 - ・ 市税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)
- ※その他、健康推進課で配付する書類を提出する必要があります。**
- ※ 一般不妊治療費助成金交付申請(資料収集)に関する同意書を提出することにより、戸籍謄本および住民票謄本を省略できます。
 - ※ 平成27年度分の申請は、平成28年4月20日で受付を終了します。
- 詳しくは、健康推進課まで問い合わせてください。

健康相談 ※生活習慣病に関する相談を受付けます！

- ▷日時 9月11日(金) 午前9時30分～11時
- ▷場所 市役所3階第1会議室
- ▷内容 保健師・管理栄養士の健康相談、☆血圧測定、☆身長・体重測定、☆体脂肪測定、☆尿検査 ☆は必要な人のみ実施
- ▷持ち物 健康手帳、検査結果等、健康状態がわかるもので必要と思われるものを持参してください。
- ▷料金 無料
- ▷申込 電話で健康推進課へ。



男性タッキング教室

～食生活改善推進員と一緒に食事について楽しく学びましょう！～

- ▷対象者 20歳以上の男性
- ▷日時 9月27日(日) 午前10時～午後1時
- ▷場所 中央公民館調理実習室
- ▷定員 30人
- ▷料金 300円
- ▷申込 9月24日(木)までに電話で健康推進課へ。





ひみこちゃんが

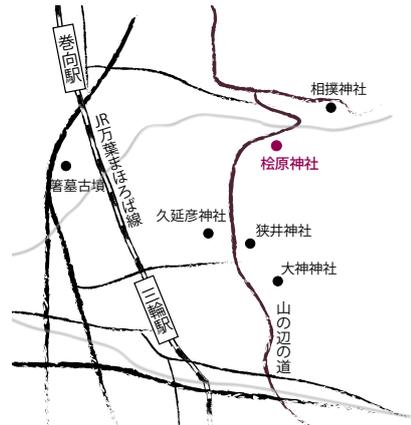
「大和さくらい100選」

一度は行ってみたいスポットを紹介 - その15 -

今回は、市民目線で「桜井のとっておき」を選んだ「大和さくらい100選」の中から、元伊勢伝説に関連した場所を紹介するよ。



まずは松原神社だよ。松原神社は第10代崇神天皇が、当時は宮中に祀られていた天照大御神を、皇女の豊鍬入姫命に祀らせた場所だといわれているよ。その後、各地を転々として、最後には天照大御神は伊勢神宮にたどり着いて、一時的に祀られた場所は元伊勢と言われているの。だから、松原神社は元伊勢の最初の地だと言われているんだよ。



松原神社のある北緯34度線上には、二上山や三輪山や、他にも古代の祭祀遺跡や太陽神の天照大御神を祀る神社などが点在することから、「太陽の道」とも呼ばれているの。この松原神社から見た二上山に沈む夕日はすごくきれいでビューポイントにも選ばれているよ！特に春分・秋分の頃には、松原神社・二上山・夕日が直線的に並ぶから、とても幻想的だよ。みんなも一度は見に来てね！



キレイだよね～

修理枝に化粧川・化粧壺というところがあるよ。

ここは、天武天皇の皇女のおおくのひめみこが伊勢神宮へ向かう前に禊をしたところだと言われているよ。大日皇女は制度が確立してからの初代斎王になった人なんだよ。



初瀬にある與喜天満神社も元伊勢の1つだと言われているの。参道は、ビューポイントになっているんだよ！



境内には天照大御神が祀られている鵜形石という磐座があるよ。



「ひみこちゃんのページ」

<http://www.city.sakurai.lg.jp/himiko/index.html>

観光まちづくり課

(☎ 42 - 9111 内線 342)

E-mail : kanko@city.sakurai.lg.jp

twitter @himiko__chan

いろいろお出かけ
してみてね♪



戦没者等の遺族のみならず

第10回特別弔慰金が支給されます

先の大戦において公務などのため国に殉じた軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、戦後70周年（平成27年）という特別な機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に対し特別弔慰金支給法に基づき、記名国債として特別弔慰金が支給されます。

対象者

- 平成27年4月1日（基準日）に資格要件（生存していること・日本国籍を有していること）がある戦没者等の死亡当時の遺族で、基準日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金」等を受給する人（戦没者等の妻、祖父母、父母等）がいない場合、法律で定められた支給順位の先順位者1名に支給されます。
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の死亡当時、

生計関係を有する戦没者等の

- ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- ※平成27年4月1日までに婚姻により氏が変わった人、また遺族以外と養子縁組した人は含まれません。
4. 3以外の戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5. 上記1〜4以外で戦没者等の三親等内の親族（甥・姪等）

支給内容

額面25万円の記名国債

※第10回特別弔慰金については、遺族に一層の弔慰の意を表すため、年額の増額（4万円から5万円へ）をするとともに、償還期間が変更（10年から5年へ）になりました。

国債の受領

次の国債が発行され、支給の裁定（可決裁定）を受けた人に、市町村を通じて支給されます。

・名称：第十回特別弔慰金国債債券「い号」

・額面：25万円（年1回・5万円を5年間で償還）

請求期間

平成30年4月2日まで

※この期間を過ぎると、第10回特別弔慰金の請求ができなくなりますので注意してください。

請求に必要な書類

- ①請求書
- ②現況申立書
- ③請求同意書または請求同意書を提出できない旨の申立書（※同順位者がい

る場合）

④印鑑等届出書

※①〜④までの用紙は市役所1階特別弔慰金受付ブースおよび社会福祉課にあります。

⑤平成27年4月1日時点の状況がわかる請求者の戸籍抄本

◆従前の特別弔慰金の受給者

と請求者が異なる場合、または初めて特別弔慰金を請求する場合は、①〜⑤の書類に加えて、次の⑥〜⑩の書類も必要になります。

⑥戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍

⑦戦没者と弔慰金の受給権者との続柄を証する戸籍

⑧先順位者がいないことを証する戸籍

⑨戦没者等の死亡時から平成27年3月31日の間の請求者の戸籍（戦没者等と引き続き1年以上生計関係のある父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が請求する場合）

⑩年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍

あります。申請前に窓口で確認してください。

請求受付日程

8/10〜8/14	桜井中学校区
8/17〜8/21	桜井東中学校区
8/24〜8/28	桜井西中学校区
8/31〜9/4	大三輪中学校区

・受付開始当初は混雑が予想されるため、中学校区ごとに申請日を設定します。（9月7日以降は校区に関わらず受付します。）

▽受付場所

・8月〜9月は、市役所本庁1階ロビーにて。

・10月からは分庁舎社会福祉課にて受付します。

▽受付時間

平日の午前9時〜正午、午後1時〜5時まで

▽持ち物

・印鑑（国債受取時に使用する印鑑）（シャチハタ、ゴム印不可）

・前回の特別弔慰金の国債および書類が手元にある場合は持参してください。

※申請手続に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。

▽問い合わせ先 社会福祉課 社会福祉係（☎42・9111内線297）

◆制度・行政情報◆

児童手当現況届の手続きはお済みですか？

6月分（10月支給）以降の手当を受給するためには、児童手当現況届の提出が必要となります。まだ提出していない人は、早急に児童福祉課窓口で手続きをしてください。※子育て世帯臨時特例給付金も併せて申請してください。

手当支給月

6月・10月・2月のそれぞれ15日（土・日・祝日の場合は、その前の平日）に、各月の前月分までの手当を支給します。

問 児童福祉課ごとにも福祉係（☎42・9111内線281）

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

この届を出さないと、引き続き受給資格があっても手当を受けられなくなるので、必ず提出してください。昨年、所得超過で支給停止となった人も手続きが必要です。

▽受付場所 児童福祉課（西分庁舎）

▽持ち物 印鑑・手当証書

※なお、平成27年1月2日以降に転入した人は、前住所地での平成27年度の課税証明書が必要です。

児童扶養手当

父親（母親）がいない、または父親（母親）に一定の障がいがある家庭で、児童が18歳になった日以降の最初の3月31日までの期間（障がいがある場合は、20歳未満）、当該児童を扶養している人に支給される手当です。

▽提出期間 8月3日（月）～31日（月）

※ただし、土日を除く
特別児童扶養手当

一定の障がいをもつ20歳未満の児童を扶養している人に支給される手当です。

▽提出期間 8月11日（火）～9月10日（木）

※ただし、土日を除く
問 児童福祉課ごとにも福祉係（☎42・9111内線281）

「お盆のお供物」の取り扱い

お盆のお供物を、橋の上やその他川沿い等に出すと、動物等に食いつちらさかされたりし、付近の人に迷惑がかかります。河川の美化・公衆の衛生を守るためにも、お盆のお供物は家庭へ持ち帰り、市指

定収集袋で決められた収集日・集積所に出してください。市民のみなさんご協力をお願いします。

問 環境部業務課（☎45・2001）

国民健康保険高齢受給者証を発送しました

7月下旬、国保に加入している70歳以上の人に「国民健康保険高齢受給者証」を発送しました。8月1日以降に医療機関等にかかるときは、新しい高齢受給者証を、保険証とともに提示してください。

高齢受給者証について

70歳の誕生日の翌月（誕生日が1日の人はその月）から高齢受給者証の負担割合で医療を受けることができます。

負担割合の目安

○一般の人・低所得の人
・昭和19年4月1日以前に生まれた75歳未満の人は1割
・昭和19年4月1日以降に生まれ、新たに70歳になる人は2割

○現役並み所得者 3割

※詳しくは問い合わせください。

問 保険医療課 保険年金係（☎42・9111内線521・523）

けいさつコーナー

○各種盗難被害にご用心!!

夏休みでなにかと出かける機会が増えます。ドロボーたちは、このような時期を絶好の機会と、みなさんの大切な物を盗み取ろうと狙っています。お出かけで家を留守にする際や、自転車や単車で出かける際には次のことをお願いします。

- ・ 両戸を閉めるなどの、確実な戸締まり
- ・ 長期不在にする場合には、近所の人への声かけ
- ・ 自転車や単車を停める際には、確実な鍵掛け（安全・安心なツー（2）ロックを!!）

○女性のみなさんへ

夏場は、女性を対象とした強制わいせつ、ちかん、盗撮が発生しやすくなります。夜間に外出する際は、防犯ブザーを持ったり、人通りの多い明るい道を通るようにしたり、家族に迎えを頼むなどの防犯対策をしてください。また就寝時は網戸だけにせず、戸締まりを確実に行ってください。

○「年金情報流出」を口実に振り込め詐欺にご注意!!

過日、日本年金機構より「個人の年金情報が流出した」との報道発表がありました。詐欺グループによる、年金情報の流出事案を悪用した振り込め詐欺などが発生するおそれがあります。年金受給や年金機構の職員などをかたった電話には、充分注意してください。

万が一、不審な電話や被害があったときは110番または桜井警察署に連絡してください。【桜井警察署 ☎46・0110】



今月の市税・保険料

- 市税
- 市県民税（2期分）
- 国民健康保険税（2期分）

- 保険料
- 介護保険料（2期分）
- 後期高齢者医療保険料（2期分）

納期限は **8月31日（月）** です。

※納め忘れのないように、注意してください。

脳梗塞や心筋梗塞などの生活習慣病は、自覚症状がほとんどありません。予防するために、年に1度は健診を受けましょう！

あつまれ赤ちゃん！中学生と遊ぼう！

「赤ちゃん登校日」

お兄ちゃんお姉ちゃんたちとベビーマッサージやふれあい遊びをするなかで、赤ちゃんの社会性を育んだり、親子の愛情を深めます。

- ▷日時 11月2日(月) 午前10時～正午
- ▷場所 東ふれあいセンター分館(大字初瀬1626-1)
- ▷対象 4か月～12か月の赤ちゃんとその保護者(平成26年11月生まれ～平成27年6月生まれ)
- ▷定員 先着20組
- ※兄弟姉妹の子どものお託しもあります。同時に申し込んでください。
- ▷費用 無料
- ▷募集期間 8月4日(火)～9月18日(金) 午前9時～午後4時
- ▷申込・問い合わせ先 児童福祉課 (☎42-9111 内線296 担当:松村)



国民年金保険料の案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの人に対して、電話・文書・戸別訪問による納付の案内や、免除等の申請手続きの案内を民間事業者に委託しています。

奈良県を担当する事業者

(株)アイティフォーシー・ヴィ・シー共同企業体(代表企業(株)アイティフォー0120・931・552)
※民間事業者がATMの操作により振り込みをお願いします。ことはありません。

※民間事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場合、顔写真入りの納付督促員証明書を提示し、納付書を持つ人からのみお預かりします。

問 桜井年金事務所(☎42・0033)

税関でお預かりしている通貨・証券などの返還

・終戦後、外地から引き上げて来た人が、上陸地の税関または海運局に預けた通貨・証券など
・外地の総領事館や日本人自治会などに預けた通貨・証

券などのうち、その後日本に返還されたもの
心当たりのある人は税関へ問い合わせてください。本人だけでなく、家族の人も問い合わせや返還請求をすることができます。

保管証券返還の案内は、大阪税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/osaka/>)でも確認できます。

問 大阪税関監視部取締総括部門(大阪市港区海岸通2・1・4 ☎06・6576・3115) (受付時間) 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

平成27年国勢調査

本年10月1日を期日として、全国一斉に国勢調査を実施します。今回は、全世帯を対象にオンライン調査が導入され、パソコンやスマートフォンでも回答が可能になります。9月上旬から調査員が訪問、「インターネット回答の利用案内」を配布し、回答がなかった世帯にのみ紙の調査票を配布して調査します。

正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人・世帯からの漏れない回答が

必要となります。ご理解とご協力をお願いします。
問 商工振興課(☎42・9111内線351)

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。掛金の一部を国が助成し、掛金は全額非課税で手数料もかかりません。社外積立なので管理も簡単です。パートや家族従業員も加入できます。詳しくは「中退共」で検索してホームページをご覧ください。

問 中小企業退職金共済事業本部(☎03・6907・1234)

平成28年版 県民手帳予約受付開始

表紙は県章の色であるすほう色および黒色の2種類から選べます。県内の官公庁や救急医療施設の住所一覧、県民相談窓口に加え、人口や産業など、全国と県、市町村の主要統計データ、県内の郵便番号、県内各地の行事や花の見過ろなどの情報を掲載し、日記のページには、過去5年の天気マークも付いています。

必要となります。ご理解とご協力をお願いします。

※10月に発売予定です。
▽金額 1冊500円
▽申込期間 8月3日(月)～28日(金) ※土日を除く午前8時30分～午後5時15分まで
※電話での受付も可。代金は手帳と引換えになります。

申・問 商工振興課(☎42・9111内線351)

非核宣言をご存知ですか

非核宣言とは、核兵器の廃絶や非核三原則の遵守を求めた宣言です。1980年にイギリスのマンチェスター市で初めて行われ、その後、世界中へ広がっていきました。桜井市においても、1985年6月22日に、市議会が「非核宣言都市」の宣言を全会一致で議決しています。

宣言した自治体は、各地で核兵器のない平和な世界の実現に努めており、桜井市も人權学習等を通じて、非核宣言の趣旨実現を市民のみならずと共に目指しています。

この8月の「原爆の日」の前に、家庭や地域でも平和について話し合ってみませんか。

問 社会教育課生涯学習係(☎42・9111内線608)

奈良県中南和県税事務所 からのお知らせ

個人事業税の第1期分の納期限は、8月31日(月)、第2期分の納期限は、11月30日(月)です。対象者には第1期分・第2期分の納付書を同封しているので、注意してください。

※年税額が1万円以下の場合には、第1期分の納期限までに全額を納付することになっていきます。

※第2期分を第1期分の納期限までに納付することもできます。

※コンビニエンスストアやペイジー(パソコン・携帯・ATMからの納付)での納付もできます。

※口座振替も利用してください。(申込みは金融機関)

問 奈良県中南和県税事務所
(☎48・3004)

善意銀行(6月分)

市民のみなさんからの、金銭や物品などの善意の気持ちをお預かりし、福祉事業への援助に活用しています。

・桜井菜の花プロジェクト
様 10,000円
・朝倉台手作り横丁実行委員

会様 42,895円

▽預け入れ先 善意銀行(大字桜井535・1社会福祉協議会内☎42・2724)・社会福祉事務所

◆募集◆

ファミリーサポートセンター 依頼会員募集

平成28年1月(予定)からファミリーサポートセンター事業の運用を開始するにあたって、「子育て」の援助を必要とする人(依頼会員)を9月から募集します。

ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい人(「依頼会員」と「子育て」の援助を行いたい人(援助会員))が支えあう会員組織です。

こんなときに利用できます

- ・仕事と子育てを両立したい
- ・自分の時間がほしい
- ・その他困ったとき

▽対象者 市内在住の生後6

か月から小学6年生までの子どもをお持ちの人

▽申込み方法 9月より随時受付します。直接、桜井市ファミリーサポートセンターまで申込んでください。(印鑑が必要です。)

(受付時間)午前9時~午

後4時(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

問 児童福祉課子ども支援

係(☎42・9111)内線284)・桜井市ファミリーサポートセンター(西ふれあいセンター分館つどいの広場内)(☎43・9112)

「児童虐待防止月間」 標語募集

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。「STOP! こども虐待」の願いを込め、この月間にふさわしい標語を募集します。

応募された標語の中から、桜井市要保護児童対策地域協議会が優秀作品を選定し、児童虐待防止推進の広報啓発等に幅広く活用します。

▽応募方法 標語・住所・名前・連絡先を記入のうえ、

児童福祉課まで郵送・FAX・持参にて提出してください。

※一人一作品、自身で創作した未発表作品に限ります。

※応募作品は返却しません。

※著作権は主催者に帰属することとします。

▽応募期限 9月10日(木)必着
前回の最優秀作品

なら大和路探訪キャンペーン2015 ~オープニングイベント~

- ▷日時 9月20日(日) 午後3時開演
- ▷場所 市民会館
- ▷内容 『水森かおりミニステージ』披露曲「大和路の恋」ほか 歌手:水森かおりさん(奈良県観光プロモーション親善大使・桜井市観光親善大使)
- ▷定員 1,200名(応募者多数の場合は抽選)
- ▷持ち物 入場証(当選した人に送付します)
- ▷費用 無料
- ▷申込方法 往復ハガキ(8月20日(木)必着)で郵便番号・住所・氏名・電話番号・同伴者氏名を記入のうえ、〒633-0063 大字川合260-2 商工会館2階市観光協会内「水森かおり応援隊実行委員会」係まで。
- ※1枚につき2名まで記入可。応募は一人1回のみ。
- ※抽選結果については後日お知らせします。
- ▷申込・問い合わせ先 水森かおり応援隊実行委員会(市観光協会内) ☎42-7530

「つなげよう こどもの未来 みんなの宝」

申・問 桜井市要保護児童

対策地域協議会事務局(〒633・8585 大字粟殿432・1児童福祉課)でも支援係☎42・9111内線213)

県下水道排水設備工事責任 技術者資格認定共通試験

▽日時 11月4日(水) 午後2時~4時
▽場所 かしはら万葉ホール

▽申込方法 下水道課に受験申込書を提出してください。

▽申込期間 8月24日(月)~9月4日(金)

▽費用 8,500円(受験手数料)

※受験講習(希望者のみ)を受講する場合は、受講手数料3,000円が別途必要。

※試験・受験講習に伴うテキストおよび問題集は別途購入することができます。
問 下水道課(☎42・9211内線41・49)

下水道マンホールポンプで異物混入によるトラブルが相次いで発生しています。下水道へ油やおむつなどを流さないようにお願いします。



- ▽資格 18歳以上27歳未満の男女
- ▽受付期間 男子…年間を通じて募集、女子…8月1日～9月8日
- ▽試験日 男子…受付時にお知らせ、女子…9月27日
- 一般曹候補生
- ▽資格 18歳以上27歳未満の男女
- ▽受付期間 8月1日～9月8日
- ▽試験日 1次…9月18日・19日(内1日)、2次…10月8日～14日(内1日)
- 航空学生
- ▽資格 高卒(見込含)21歳未満の男女
- ▽受付期間 8月1日～9月8日
- ▽試験日 1次…9月23日、2次…10月17日～22日(内1日)、3次…11月14日～12月17日(内1日)

自衛官募集

自衛官候補生

《 無 料 相 談 コ ー ナ ー 》

相 談	内 容	日 時	場 所	予 約	申 込 ・ 問 い 合 わ せ 先	
中南和法律相談センター法律相談	日常お困りの法律問題(予約面談制) 〈先着6名・各30分間〉	毎週火曜日(祝日は除く) 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	相談日の1週間前の火曜日の午前9時30分から電話で奈良弁護士会(☎0742-22-2035)へ。【市民協働課】	
※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へお問い合わせください。						
無料法律相談	弁護士による法律相談(予約面談制)〈市内在住・先着7名・各25分間〉	8月13日(木) 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	8月3日(月)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】	
※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。						
司法書士による法律相談	借金問題、土地建物・会社法人の登記、相続、遺言などの相談(予約面談制) 〈先着5名・各40分間〉	①8月14日(金) 13:00～16:20 ②8月27日(木) 13:00～16:20	市役所2階相談室	要	①8月4日(火)午前8時30分以降 ②8月12日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】	
税理士による税務相談	税金についての相談(予約面談制) 〈先着5名・各30分間〉	8月19日(水) 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	8月5日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】	
※税理士(税理士法人)に依頼されている人は利用できません。						
行政書士による法務相談	営業許可、帰化など身分に関する事、近隣トラブルなどの相談(予約面談制) 〈先着5名・各40分間〉	8月28日(金) 13:00～16:20	市役所2階相談室	要	8月14日(金)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】	
消費生活相談	消費(買物・契約等)・多重債務などの相談	毎週火・木・金曜日(祝日は除く) 10:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係(☎42-9111内線534)【市民協働課】	
行政相談	行政に関する相談	8月12日(水) 13:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係(☎42-9111内線534)【市民協働課】	
※予約は不要ですが、当日に受付が必要ですので、市民生活係までお越しください。						
福祉の『心配ごと相談』	日常生活における様々な悩みごとや心配ごとなどの相談	毎週木曜日 10:00～15:00	福祉センター分館	不要	相談日には電話相談(☎42-6804)も行います。【社会福祉協議会】	
若者自立のための相談会	高校中退者・ニート・引きこもりなどの相談	8月1日～31日(日・祝日除く) 9:00～18:00	桜井駅南口駅前エルト桜井2階	不要	若者サポートステーションやまと(☎44-2055)【商工振興課】	
人権擁護委員による『悩みごと相談』	人権に関わる様々な悩みごと	8月19日(水) 13:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	人権施策課人権係(☎42-9111内線562)【人権施策課】	
女性相談	女性の様々な問題や悩み(夫婦・育児・介護・ドメスティックバイオレンスなど)	8月24日(月)	面接相談 12:30～15:00 電話相談 10:00～11:30	市役所1階消費生活相談室 ☎42-9111(内線564)	要 不要	相談日の午前中までに人権施策課男女共同参画係へ。(☎42-9111内線564)◎匿名での相談も可。【人権施策課】

◆催し(市内)◆

老人福祉大会

桜井市と桜井市老人クラブ連合会の共催のもと、次のとおり、老人福祉大会を開催します。奮って参加してください。(入場無料)

▽日時 8月27日(木)

受付 午後0時30分
開会 午後1時

▽場所 市民会館

▽内容 式典およびバラエティショー

問 高齢福祉課地域包括ケア推進係(☎42・9111内線282・274)

282・274)

SIFA子どもセミナー

「楽しもう!絵本と」

こっけの世界」

「日本の絵本を英語と」

フランス語で聞くと?」

絵本のことや、カナダのことをフレデリックさんから聞きましょう。

▽日時 8月29日(土)

午後1時30分〜3時

▽場所 まほろばセンター第4研修室

▽講師 フレデリック・プラントさん(カナダ出身)

▽定員 幼・小学生30名(小

学3年生以下の子どもは保護者同伴)

▽費用 無料
行政経営課(☎42・9111内線256)

問 9111内線256)

纏向考古楽講座開催

纏向学研究センター職員が纏向遺跡や地元歴史をわかりやすく解説します。

第1回「纏向遺跡ってどんな所?考古学ってなに?」

▽日時 9月26日(土)

午後2時〜4時

第2回「纏向遺跡を歩いてみよう!」

▽日時 10月24日(土)

午後1時〜4時

第3回「古代の技術を体験してみよう!」

▽日時 11月28日(土)

午後2時〜4時

(共通)

▽場所 纏向学研究センター(旧纏向幼稚園内)多目的室

▽対象 小学校高学年以上

▽定員 30名(先着順)

▽費用 無料

▽申込み方法 往復ハガキかFAXに、住所、氏名、年齢、電話・FAX番号を記入のうえ、纏向学研究センター「纏向考古楽講座係」(〒633・0085

大字東田339 FAX45・0590)まで申込んで下さい。

申・問 纏向学研究センター(☎45・0590)

録音ボランティア 養成講習会

視覚障がい者のための朗読、録音テープの作り方の講習会です。多数の参加をお待ちしています。

▽日時 10月1日、8日、15日、22日、29日(いずれも木曜日) 計5回

午前10時〜正午

▽場所 中央公民館研修室

▽講師 中本和代さん(草笛会)および虹の会会員

▽対象 市内在住でボランティアに関心があり、音声訳に興味のある人

▽費用 無料

▽申込み方法 9月24日(木)までに住所、氏名、電話番号を記入して市福祉センター(FAX46・5052)までFAXで申込んでください。

問 録音ボランティア虹の会代表 美並(☎42・6113) ※電話での申込みも可 ※録音ボランティア虹の会では、目の不自由な人のため

認知症カフェ

認知症の人やその家族がおいしいコーヒーやお茶を飲みながら心を休めることができる憩いの場です。今年6月から月に1回開催しています。気軽に立ち寄ってください。

▷日時 毎月第4土曜日(10月は第3土曜日) 午前10時〜午後3時

※時間内は出入り自由です。

▷対象 認知症の人やその家族、認知症について関心のある人など

▷場所 北ふれあいセンター分館(大字豊田314-2)

▷内容 カフェ・介護相談等

▷料金 おひとり100円(飲み物・お菓子代 ※飲み物はお代わり自由)

▷問い合わせ先 高齢福祉課地域包括ケア推進係(☎42・9111内線282・274)

※開催時間中は北ふれあいセンター分館(☎47・4350)に問い合わせてください。



に「広報わかざくら」「明日への声」などを録音したカセットテープまたはCDの貸出を無料で行っています。

夏休み青少年・生涯学習 Festa

▽日時 8月22日(土)

23日(日) 午前9時〜午後4時

▽場所 中央公民館

▽内容 22日には絵本の読み聞かせを行います。気になった本はそのまま借りることができます。ロビーにて一刀彫の展示や、23日には映画の無料上映会

を実施。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

問 社会教育課(☎42・9111内線608)

第63回 ランチタイムコンサート

▽日時 8月6日(第1木)

午後0時15分〜0時45分

▽場所 市民会館ロビー

▽内容 うたい続けて50年出演者 鈴木靖夫さん(テノール独唱)

▽費用 無料
問 文化を考える桜井市民の会(☎090・6751・5708)

男女共同参画講演会

▽日時 8月26日(水)

受付 午後1時～

開会 午後1時30分

終了 午後3時30分(予定)

※入場無料

▽場所 中央公民館大会議室

▽テーマ お笑い人権講座

「自分の人生、自分が主役」

▽講師 露の新治さん

▽人権施策課(☎42・

9111内線564)

優良社員表彰

永年、同一事業所に勤続し、成績素行共優良で一般の模範となる人などを表彰します。

▽表彰日 11月23日(月) 勤

労感謝の日

▽対象 桜井市商工会社員表

彰規定に該当し、当日必ず

出席できる人(※審査は理

事会で行います。)

▽負担金 1人3,000円

▽申込期限 9月3日(木)

▽桜井市商工会(大字川合

260・2☎43・0131

FAX45・2864)

公民館講座募集

①スイーツ・デコ教室(世界にひとつだけのオリジナルボードをデコレーションし

よう)

▽日時 8月23日(日)

午前10時～正午

▽場所 中央公民館2階研修

室2

▽作品 名前入りコルクボー

ド(見本はホームページで

確認してください。)

▽対象 市内の小中学生・高

校生または市内在住・在勤

の人(小学生は保護者同伴)

▽定員 20人(先着順)

▽材料費 1,500円(申

込みに窓口へ)

▽持ち物 汚れてもいい服装

またはエプロン、持ち帰り

用かばん

▽申込期間 8月5日(水)

～15日(土)

②子ども囲碁教室「頭のス

ポーツ」を囲碁で考える

楽しさを身につけよう

▽日時 9月6日(日)

午後1時30分～3時

▽場所 中央公民館2階研修

室2

▽講師 中央公民館クラブ

サークル 桜井囲碁愛好会

▽対象 市内の小中学生・高

校生(小学生は保護者同伴)

▽定員 10人(先着順)

▽費用 無料

▽持ち物 筆記用具

▽申込期間 8月12日(水)

～26日(水)

③子ども和太鼓教室

▽日時 9月12日(土)

午後1時30分～3時

▽場所 中央公民館3階大会

議室

▽講師 中央公民館クラブ

サークル 桜井楽鼓の会

▽対象 市内在住の4歳～中

学生(小学生以下は保護者

同伴)

▽定員 15人(先着順)

▽費用 無料

▽申込期間 8月5日(水)

～20日(木)

①～③共通

▽申込方法 中央公民館窓口

で直接申込んでください。

※電話・FAXでの受付はし

ません。

※月・火曜日は休館です。

④ふるさと・さくらい歴史講

座

▽日程・内容

・9月5日(土)

「古代・中世の談山神社の歴

史と文化財について知ろう」

・10月3日(土)

「古代・中世の長谷寺の歴史

と文化財について知ろう」

・11月7日(土)

「長谷寺の歴史と文化財に

ついて現地で学ぶ」

※長谷寺をバスで訪ねま

す。(現地散策)

・12月5日(土)

「古代・中世の大神社の歴

史と文化財について知ろう」

▽時間 午前10時～11時30分

▽場所 中央公民館2階視聴

覚室

▽講師 辻俊和さん

▽対象 市内在住・在勤の人

▽定員 60人(先着順)

▽申込期間 8月5日(水)

～30日(日)

0965)

申・問 中央公民館(☎45・

まで申込んでください。

konin@city.sakurai.lg.jp)

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

▽申込方法 中央公民館窓口

で申込むか、往復ハガキま

たはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

号を記入のうえ、中央公民

所、氏名、年齢、電話番号

またはEメールに『ふるさと・

さくらい歴史講座申込』、住

所、氏名、年齢、電話番号

を記入のうえ、中央公民

館(〒633・8585大

字粟殿202・Eメール

館(〒633・8585大

子育て合同研修会 「発達」の段階を大切にしたい子育て」

- ▷日時 9月7日(月) 午後7時～9時
- ▷場所 中央公民館2階視聴覚室
- ▷講師 島恒生さん(畿央大学教授)
- ▷定員 90人(応募多数の場合は抽選)
- ▷申込期間 8月3日(月)～21日(金)〈必着〉
- ▷申込方法 1人1枚のハガキに①子育て合同研修会申込②住所③氏名④年齢⑤電話番号を記入のうえ、下記の申込み先へ。申込締切後、受講票を送付します。電話での申込みはできません。
- ※家庭教育学級を通して参加する人は、申込みの必要はありません。
- ▷申込・問い合わせ先 社会教育課(〒633-8585 大字粟殿202 ☎42-9111 内線608)

市観光協会主催事業

①桜井市夏季大学

▽日時 8月24日(月)
午後1時～4時

※受付は午後0時30分

▽場所 市立図書館研修室1

▽内容 ①【講演】「三輪山、巨大な神座」講師・上野誠さん(奈良大学文学部教授)

②【ミニステージ】披露曲「大和路の恋」ほか 歌手・水森かおりさん(奈良県観光プロモーション親善大使・桜井市観光親善大使)

▽定員 300名(応募者多数の場合は抽選)

▽費用 資料代等2,000円

▽申込方法 8月10日(月)までに往復ハガキ(当日消印有効)で郵便番号・住所・氏名・電話番号・同伴者氏名・夏季大学参加希望と記入のうえ、〒633-0063 大字川合260・2 商工会館2階市観光協会内「桜井市夏季大学」係まで。(1枚につき2名まで記入可。応募は一人一回のみ。抽選結果については8月20日頃までに返信ハガキにて送付します。)

②万葉ゆかりの地味酒三輪の里を歩くハイキング

市観光ボランティアガイドの会のメンバーが三輪の町の隠れた魅力をご案内します。

▽日程 8月16日(日)

※申込不要

▽集合時刻・場所

午前9時45分・JR三輪駅前

▽コース(約3km) JR三輪

駅→大神神社→大美和

の杜展望台→三輪茶屋趾

↓恵比須神社→古い商家

街並み→JR三輪駅(正午頃解散)

▽費用 無料

▽費用(共通) 市観光協会

申・問(共通) ☎・FAX 42-7530

桜井本町通・周辺まちづくり協議会 生き生き講座

「脱サラして都会から桜井に農業への転身物語」

▽日時 8月29日(土)

午後2時～3時

▽場所 桜井本町通り2丁目

たまり場旧マエダふとん店

▽講師 難波良寛さん(ほっこり農侍) 無農薬で微生物や雑草を活かし、不耕起栽培で「自然農」にこだわ

る師匠と出逢う。それをキッカケに、脱サラ後、神戸から桜井へ移住し、師匠に弟子入り。現在修行中。

▽定員 20名(先着順)

▽費用 無料

申・問 電話もしくはEメールで、桜井本町通り2丁目

たまり場(☎45-1322・Eメール sakurato@peace.ocn.ne.jp)まで。

木工教室へ行く

▽日時 8月23日(日)

午前9時～午後3時30分

※雨天決行(警報発令時は中止)

▽場所 グリーンパーク管理

工房棟前広場および夢市場

▽対象 小学生(日曜大工用具持参のうえ、保護者同伴でお越しください。)

▽費用 無料(材料は主催者で用意します。)

※当日、無料で包丁研ぎを行います。

問 奈良県建築労働協同組合

桜井支部 青年部(☎43-3110)

毎月11日は「人権を確かめあう日」県民のつどい

第12回シンポジウム

▽日時 8月11日(火)

午後0時30分

受付 午後1時

開会 午後4時(予定)

終了 午後4時(予定)

▽場所 かしはら万葉ホール

(橿原市小房町11-5)

◆催し(市外)◆

毎月11日は「人権を確かめあう日」県民のつどい

第12回シンポジウム

▽日時 8月11日(火)

午後0時30分

受付 午後1時

開会 午後4時(予定)

終了 午後4時(予定)

▽場所 かしはら万葉ホール

(橿原市小房町11-5)

第55回オストメイトの個別相談会

▽日時・場所

① 8月18日(火) 午前9時

～正午・県文化会館第3

会議室(奈良市登大路町

6-2 ☎0742-23-8921)

② 8月22日(土) 午前9時

～正午・県社会福祉総合セン

ター2階ボランティアールム(橿原市大久保町320

・11 ☎26-0233)

▽相談対応者 専門看護師、支部役員(ピアサポーター)、ストーマ装具業者(製品を展示)

▽費用 無料(申込不要)

問(公社) 日本オストミー協会奈良県支部三田村(☎0742-49-1839)

下水道施設見学会

～下水道ってなあに～

県内の4つの浄化センターで下水道施設の見学会を行います。また、当日は、金魚すくい、スパーボールすくい、ヨーヨーつり等のお子様向けイベントも行います。

※参加は無料です。受付は当日現地にて行います。

※お子様向けイベントの内容は各浄化センターによって異なります。また、宇陀川浄化センターと吉野川浄化センターのお子様向けイベントは9月6日のみとなります。

※団体での参加の場合は前日までに連絡してください。

▽日時 9月5日(土)～6日(日) 午前10時～午後4時(受付は午後3時まで)

▽場所 浄化センター(大和郡山市額田部南町160番 0743・56・2830)、第二浄化センター(北葛城郡広陵町萱野460番 0745・56・3400)、宇陀川浄化センター(宇陀市榛原福地28・1番 0745・82・5725)、吉野川浄化センター(五條市二見5・1314番)

桜井宇陀サッカー教室

▽日時 9月12日(土)

午後1時30分～4時
※平成27年度の教室時間は、午後のみです。

▽場所 御杖小学校運動場(御杖村大字菅野)

※雨天の場合は、御杖小学校体育館

▽対象 圏域内(桜井市・宇陀市・曾爾村・御杖村)に住所を有する4、5歳～中学生(サッカー経験や男・女は問いません。)

▽定員 60名(先着順)

▽費用 無料

▽申込方法 封書により(結果連絡用「官製ハガキ」同封のうえ)、桜井宇陀広域連合サッカー教室係



(〒633・0112 大字初瀬1626・1)まで。

参加申込書および参加承諾書は、桜井宇陀広域連合のホームページからダウンロードできます。

▽申込期限 9月3日(木)

問 桜井宇陀広域連合サッカー教室係(☎47・7077)

0747・22・8631

スポーツのコーナー

〔総合体育館 ☎45・0606 <http://www.net-talkyo.com>〕

芝運動公園内体育施設閉場のお知らせ

8月5日(水)～15日(土)まで芝運動公園体育施設を夜間閉場します。

市民プール利用のお知らせ

市民プールは8月23日(日)をもって閉場します。また、8月1日(土)・7日(金)

11日(火)は行事のため一般利用ができません。50mプール(水深130cm～150cm)は安全管理上、小学生以下の子どもは、保護者が共に遊泳しない場合は利用できませんのでご了承ください。また、イ

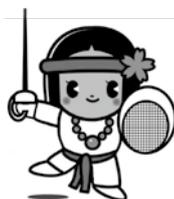
ルカやシャチ型等の大型(1m以上)の浮き具の使用は禁止です。

全国高等学校総合体育大会(フエンスンズ)

▽日程 8月7日(金)～11日(火)

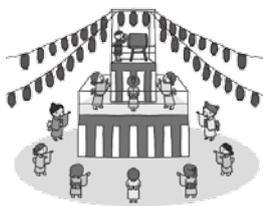
▽場所 総合体育館

※自由に観覧できます。



平成27年度社会体育振興事業

軽スポーツと踊りの夕べ



地域住民相互のコミュニケーションをはかると共に、健康で豊かな生活づくりや活力ある地域づくりを促進するため下表の日程で市内各地域で楽しい催しが行われます。

地域名	開催日	開催場所
初瀬	8月1日(土)	初瀬小学校運動場
桜井	8月1日(土)	昭和公園
織田	8月8日(土)	織田小学校運動場
大福	8月8日(土)	大福小学校運動場
朝倉	8月8日(土)	朝倉小学校運動場
三輪	8月8日(土)	三輪小学校運動場
纏向	8月8日(土)	纏向小学校運動場
桜井南	8月8日(土)	桜井南小学校玄関前
桜井西	8月8日(土)	桜井西小学校運動場
安倍	8月9日(日)	安倍史跡公園
城島	8月15日(土)	城島小学校運動場
上之郷	8月15日(土)	上之郷運動場

※詳しくは、各地域のポスター・チラシをご覧ください。

図書館からのお知らせ

●ブックラリー ～みんなで動物園を作ろう～

8月31日(月)まで、「どくしょのきろく」をお渡しします。みなさん、たくさん本を読んで図書館にあるおりがみ動物園の動物たちをどんどん増やしてってください。かわいい動物たちが待っています。

おはなし会の案内 (当日参加)

『桜井おはなしの会』や『子ども読未知^{よみち}』、職員によるおはなし会を開催しています。 ※大人も入場できます

月	日	担当	時間	内容	場所
8	1日(土)	桜井おはなしの会	午後3時～3時30分	おはなしや絵本の読み聞かせなど	おはなしのへや
	15日(土)	図書館スタッフ		戦争にまつわるおはなし	
	22日(土)	子ども読未知		絵本の読み聞かせなど	

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見ることができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎても返却がない場合、貸出停止になることがあります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、毎週火曜日と第2金曜日(14日)です。

【図書館 ☎ 44 - 2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp>】

No. 36

空

桜井市男女共同参画に関する意識調査結果より(6)

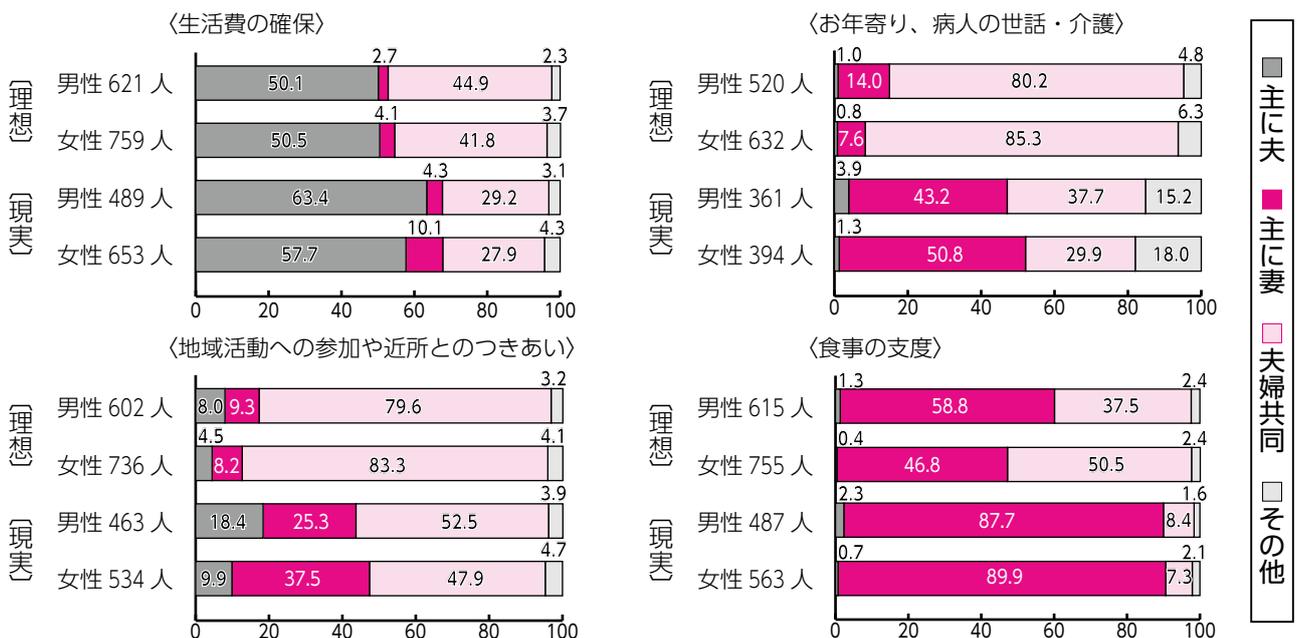
前回に続き、今後の男女共同参画社会実現のための基礎材料とするために平成25年12月に実施した桜井市男女共同参画に関する意識調査結果を報告します。

◆回答いただいたその結果の一つを紹介します。

「家庭内の役割分担について」

家庭内の役割分担の負担感が高かった上位4項目の〔理想〕と〔現実〕をみると、〔生活費の確保〕の〔理想〕では男女ともに「主に夫」が5割、「夫婦共同」が4割以上とそれぞれ高くなっているものの、〔現実〕では「主に夫」が男女ともに6割前後と高くなっている。また、〔食事の支度〕の〔現実〕では約9割が「主に妻」の役割となっているが、〔理想〕では男性で約4割、女性で5割が「夫婦共同」と答えている。

問 日常的家庭内の役割分担の〔理想〕と〔現実〕をお答えください。



【人権施策課】



6/15~21

「粗大ごみを再利用！リサイクルフェア」

6月の環境月間の一環として、第11回リサイクルフェアを桜井市グリーンパークで開催しました。リサイクルフェアの目的は、現代の生活様式を見直し、資源循環型社会を実現することであり、ごみの発生抑制・再利用・再生利用の3Rを呼びかけました。

会場には自転車や家具計50点を展示しました。これらの展示品は、市内から出された粗大ごみを手直して使えるようにしたものです。展示品は最終日に抽選を行い、市内在住の希望者に引き渡されました。

「認知症カフェで交流の輪」

桜井北ふれあいセンター分館で、認知症の人が社会と関わりを持ち、家族や認知症に関心のある人が情報交換を行うための認知症カフェを開きました。

参加者はコーヒーやお茶を飲みながら会話を楽しみ、健康体操をして体を動かしました。帰る際、「一人で生活しているので、いろんな人とお話しできて楽しかった」「あまり外出をしないので、気軽に訪れることができる場所ができたのは嬉しい」との声がありました。

認知症カフェは6月から月に1回開催しています。

6/27



7/4 「差別をなくす市民集会を開催」



差別をなくす市民集会を市民会館で開催しました。あいにくの雨でしたが700名近い市民が参加し、一龍斎春水さんの話に聞き入りました。

今年は、「生きること、生かされること」と題して、病気で四肢を失いながらも、明治から昭和の時代をたくましく生きた中村久子さんについての講談でした。

参加者からは「子育ての参考になった」「中村久さんの生き方に感動した。良かった」などの感想が寄せられました。

「災害に備え、避難訓練を実施」

奈良県地震防災の日に一斉地震行動(シェイクアウト)訓練が県内各地で行われ、桜井市役所でも職員および来庁者が訓練に参加しました。

午前10時30分に地震を伝える庁内放送が流れ、一斉に身を守る行動をとりました。その後、本庁4階から斜降式救助袋を使って避難する訓練と、水消火器での消火訓練を行いました。

参加者は、もしものときに備えて真剣な表情で訓練に取り組みました。

7/9



広告掲載枠

◇市民の動き◇ 平成27年6月30日現在（前月比）
〈人口 59,273人(-28)〉〈男 28,233人(-14)〉〈女 31,040人(-14)〉〈世帯数 24,465世帯(-5)〉
桜井市ホームページアドレス <http://www.city.sakurai.lg.jp>

この広報紙は、再生紙を利用しています